

特記仕様書

1. 業務委託名 都計委（単独）第2号 八房地区樋門実施設計業務委託
2. 業務場所 鹿児島県いちき串木野市川上地内
3. 実施期間 令和6年3月19日限り

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本業務はこの特記仕様書によるほか、次にあげる最新の法令、指針および基準により実施すること。
なお、下記により困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

- 1 いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例(いちき串木野市)
- 2 道路構造令
- 3 河川砂防技術基準(国土交通省)
- 4 道路土工の各指針(日本道路協会)
- 5 設計業務等共通仕様書(鹿児島県)
- 6 その他の指針、便覧及び要綱

(目 的)

第1-2条

本業務は、近年豪雨時による周辺地域への浸水被害が発生しているため、今後の冠水対策を目的とし、排水路樋門の詳細設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条

この業務の対象となる位置は、鹿児島県いちき串木野市川上安茶地内で別添位置図に示すとおりである。

第2章 作業条件

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-1条

第2-1条に示す参考図書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、調査職員と協議するものとする。

第3章 測量作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

測量作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。

作業項目	単位	数量	作業条件等	備考
作業計画	業務	1		
現地踏査	km	0.02	平地、耕地	
縦断測量	km	0.02	平地、耕地	
横断測量	km	0.02	平地、耕地、幅 20m	

横断測量	km		測点間隔 20m	
仮 BM 設置	km	0.02	平地、耕地	
4 級基準点測量	点	2	平地、耕地	

(作業の留意点)

第 3-2 条

測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 中心線測量

- ① 中心杭の設置にあたっては、事前に監督職員の承認を得るものとする。
- ② 中心杭の間隔は、20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。
- ③ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打釘等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。
- ④ 中心線測量は、4 級以上の基準点または IP 点に基づいて実施するものとし、現地に 4 級基準点以上の既知点がない場合は、別途 4 級基準点測量により、基準点を設置するものとする。

(2) 縦断測量

縦断面図の縮尺は、縦 $s=1/100$ 、横 $s=1/500$ とする。

(3) 横断測量

- ① 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、調査職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。
- ② 横断測量の縮尺は $s=1/100$ とする。
- ③ 測量方法は、レベル横断とし測量幅は 20m とするが、地形等によって必要な幅を測量するものとする。

(4) 現地測量

- ① 平面図の縮尺は、 $s=1/500$ 、記入項目の詳細については、調査職員と協議すること。
- ② 現地測量は、4 級基準点またはこれと同等以上の精度を有する基準点等に基づいて実施する。

(5) 使用材料

標杭を設置する位置の状況により、金属標、標識プレート、十字釘等を使用することができるものとする。

第4章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第4-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目のとおりである。
なお、詳細は別紙作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

番号	作業項目	数量	備考
	樋門詳細設計	1式	1.5m ³ /s

(作業の留意点)

第42条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (3) 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典、及びページを明示するものとする。 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (4) 関係機関との協議については、構造規模等について事前に管理者と打合せを行い、手戻りの生じないようにするものとする。
- (5) 自然生態系、環境との整合及び景観等に配慮する設計とするが、詳細は調査職員と協議するものとする。

(ウイルス対策)

第43条

- (1) 使用するパソコンはウイルス対策を必ず行うこと。
- (2) 市販のウイルス対策ソフトを使用パソコンにインストールし、常に最新の検索エンジン、パターンファイルを適用すること。
- (3) 外部から持ち込むデータについては、コピー、保存、閲覧などの前に必ずウイルスチェックを行うこと。
- (4) OSは常に最新のアップデートを行うこと。
- (5) 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス対策を行い提出すること。
- (6) 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施行計画書・業務計画書に記載すること。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回と最終回打合せは管理技術者が出席するものとする。

初回	設計作業着手の段階
中間	検討段階
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果品

(紙による成果品の提出)

第6-1条

提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとするが詳細については、監督職員と協議するものとする。

区 分		規 格	部	備 考
業務 報告	業務報告書	A-4	1部	
	図面	A-1	1部	

(成果物の提出先)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

いちき串木野市都市建設課

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

設計業務等委託契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第6章に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) 本業務の旅費起点は、鹿児島市としているが、離島業者が落札した場合は変更対象とする。
- (7) その他

第8章 再委託

(再委託)

第8-1条

設計業務等委託契約書第7条（一括再委託等の禁止）及び業務共通仕様書（再委任）を遵守しなければならない。また、業務共通仕様書（再委託）に規定する「主たる部分」のほかに「受託契約額の1/2以上に相当する再委託」も対象とし、再委託することはできない。

なお、「再委託を禁止したもの」以外を再委託する場合は、書面により協力者との契約関係を明確にするとともに発注者の承諾を得なければならない。

第9章 定めなき事項

(定めなき事項)

第9-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。